

平成28年3月22日

答申第688号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKが受信料の契約・収納業務を委託している業者が「年金不正を行っていた」と報じられたことについて、詳しい情報の開示の求めがあった。

NHKは、当該視聴者が求める委託先の情報に係る文書を所持しておらず、文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、当該案件について委託業者から提出された文書およびNHKから委託業者に出した文書と解するが、開示することによりNHKの事業活動および当該委託業者の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号および4号の不開示情報に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号および4号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年2月23日（第234回審議委員会）第691号諮問、審議

3月22日（第236回審議委員会）審議、答申